



国水計調第18号

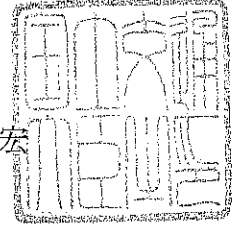
平成25年12月11日

社会資本整備審議会 会長

福岡 捷二 殿

国土交通大臣

太田 昭宏



諮 問

下記について、ご意見賜りたい。

記

水災害分野に係る気候変動適応策のあり方について

1. 諮問事項

水災害分野に係る気候変動適応策のあり方について

2. 諮問の趣旨

地球温暖化に伴う気候変動による海面水位の上昇、大雨の頻度増加、台風の激化等により水害、土砂災害、高潮災害等が頻発、激甚化するとともに、降雨の変動幅が拡大することに伴う渇水の頻発や深刻化が懸念されている。

平成19年に示されたIPCC第4次評価報告書において、「適応策と緩和策のどちらも、その一方だけではすべての気候変化の影響を防ぐことができないが、両者は互いに補完しあい、気候変化のリスクを大きく低減することが可能である。」とされた。これを踏まえ、水災害分野における適応策については平成20年6月に「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について（答申）」が示され、適応策の推進に取り組んでいるところである。

平成25年から26年にかけて、IPCC第5次評価報告書が順次公表される予定である。平成25年9月には第1作業部会報告書が公表され、気候システムの温暖化については疑う余地がないこと、21世紀末までに世界平均気温が0.3～4.8℃上昇、世界平均海面水位は0.26～0.82m上昇する可能性が高いこと、中緯度陸地などで極端な降水がより強く頻繁となる可能性が非常に高いことなどが示された。また、平成27年夏頃を目途とした政府全体の「適応計画」の策定に向け、中央環境審議会において既存の研究による気候変動予測や影響評価等について整理し、気候変動が日本にあたえる影響及びリスクの評価についての審議が開始されたところであり、これに合わせて各省において適応策を検討する必要がある。

一方、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国の観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大な地震と津波により、広域にわたって大規模な被害が発生するという未曾有の災害となった。これを踏まえ、新たに津波防災地域づくりに向けた法制度が整備され、その中では、最大規模の津波が発生した場合においても避難等により「なんとしても人命を守る」という考え方が示された。同年9月にはタイ北中部において長期間にわたる降雨により洪水被害が発生し、次々と工業団地が浸水した結果、世界中のサプライチェーンに大きな影響が発生した。平成24年10月にはニューヨークを襲った高潮によって、先進国の大都市中心部の多くの市民が避難を余儀なくされ、地下鉄等の地下都市施設に多大な被害を生じ、世界経済の中核の都市機能が麻痺するような例のない大災害となった。平成25年11月にはフィリピンを襲った中心気圧が895hPaの猛烈な台風30号(Haiyan)による暴風雨と高潮により、甚大な被害が発生した。日本国内でも、平成23年の新潟・福島豪雨、台風12号、15号、平成24年の九州豪雨、平成25年の台風18号、26号や毎年のように各地で生じる局地的な短時間強雨（いわゆる「ゲリラ豪雨」）等、現況の治水安全度や計画規模を上回る外力により多様な被害形態を有する災害が頻発している。また、平成25年夏には、渇水により各地で取水制限が実施され、市民生活や社会経済活動に支障を与えるような深刻な状況が懸念された。これらの災害からは、様々な規模の災害リスクを想定して、治水対策のみならず、流域における対応を重層的に講じていく必要などが明らかになった。

このようなことから、「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について（答申）」に示された適応策をフォローアップするとともに、地球温暖化に関する新たな知見等を踏まえ、都市や地域の目指す将来の方向とも有機的に連携しつつ、今後さらに取り組むべき適応策のあり方について諮問するものである。